

兵庫県立篠山東雲高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立篠山東雲高等学校

1 学校の方針

建学の精神「愛郷・愛農の志」のもと、「農業教育を通して、地域と農業を担うところ豊かでたくましい人間の育成」に取り組み、家庭・地域社会と連携協力しながら、農業教育と少人数教育の特質を生かし、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな支援と、「体験は力なり」のモットーが示す体験を基とする本人の内面から出るやる気を中心に自己の可能性を伸ばす教育を進めてきた。この方針に従い、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、いじめ問題の克服を目指すため、教職員及び生徒全てのいじめに対する意識改革の喚起、いじめ問題への正しい理解の普及啓発、生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質向上、地域社会・家庭との連携等をこれまで以上に進めるとともに、さらにその実施状況の検証を通じて継続した取り組みを行う。そのために、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的考え方

本校入学生の中には、成績不振や成功体験の不足等から自己肯定感が低く、自信が持てなかったり、自分よりも弱い立場の者に対していじめや暴力的行為に及ぶ者が見られた。本校は農業高校の特質を生かし、農業実習やボランティア等の体験と動植物との触れあいを通じて、生徒の自己肯定感の向上と情緒の安定を図ることで、いじめ等の問題行動の減少に取り組んできた。

これと併行して、生徒の友人関係、集団づくり、社会性育成、インターネットの危険性などをテーマとしたワークショップや講習会、いじめアンケート調査、生徒理解に関する教員研修、個別面談や教育相談などを実施してきた。SNSに関わる問題行動やいじめアンケートで「いじめを受けた」とする案件が年間数件は見られるが、いずれも早期に適切に対応し完全解消している。

今後はこれまで成果をあげてきた「農業やボランティア等の体験と動植物との触れあいを通して生徒の情緒の安定と自己肯定感を育み、いじめ等の問題行動を未然に防止する取組」をより進めるとともに、生徒会や農業クラブを中心とした生徒の自主的・主体的な取組を通じて、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを起こさない暖かい学校作りといじめを許さない規範ある学校作りを推進する。また、保護者や地域住民等との情報交換を行う機会を設ける。

3 いじめの防止等の指導體制、組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導體制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。また、定期的に教職員間で情報交換を行い、取組状況等の点検・評価を行う。**(別紙1 校内指導體制及び関係機関)**

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。**(別紙2 チェックリスト)**

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。また、計画の定期的な点検・評価を外部機関と連携して行う。

(別紙3 年間指導計画)

(3) 組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。必要によっては、迅速な異校種間や学校間の連携を行う。

(別紙4 組織的対応)

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

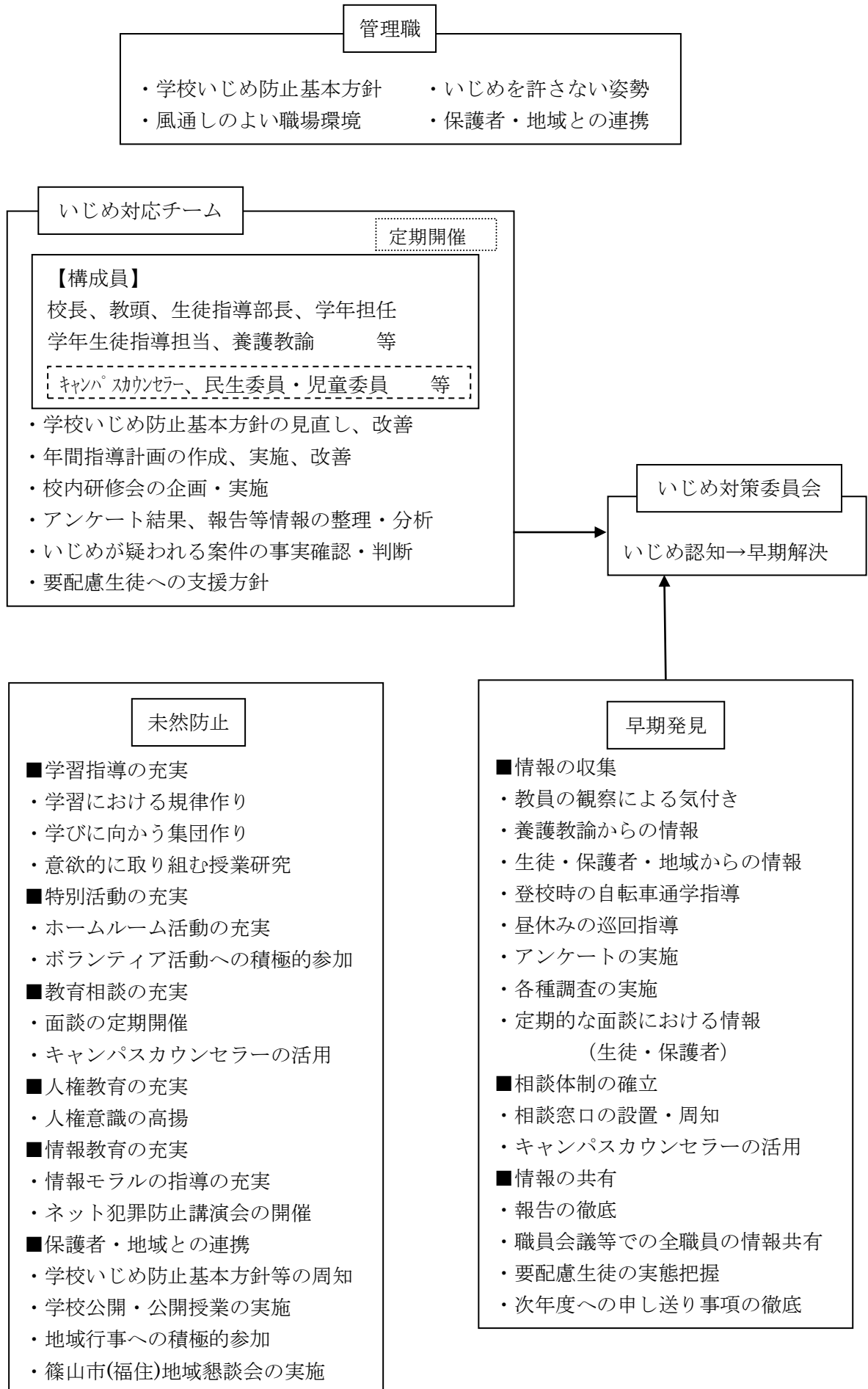
校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

地域や保護者に信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針を見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の教育方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- 授業中、教職員に見えないようにいたずらをする ※
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- わざとらしくはしゃいでいる
- 下を向いて視線を合わせようとしない
- 早退や一人で下校することが 増える
- 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- おどおど、にやにや、にたにたしている
- 顔色が悪く、元気がない
- 遅刻・欠席が多くなる
- ときどき涙ぐんでいる

◎ 授業中・休み時間

- 発言すると友だちから冷やかされる
- 班編成の時に孤立しがちである
- 学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- 決められた座席と違う席に座っている ※
- 一人でいることが多い
- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 教職員の近くにいたがる

◎ 昼食時

- 好きな物を他の子どもにあげる
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- 教室で一人離れて食べている ※
- 他の子どもの机から机を少し離している
- 食べ物にいたずらされる
- 昼食時になると教室から出て行く※

◎ 清掃時

- いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- 一人で離れて掃除をしている

◎ その他

- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる
- 理由もなく成績が突然下がる
- 服に靴の跡がついている
- 手や足にすり傷やあざがある

いじめている子

- 多くのストレスを抱えている
- あからさまに、教職員の機嫌をとる
- 教職員によって態度を変える
- グループで行動し、他の子どもに指示を出す
- 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう
- 教師が近づくと、集団が黙り込む ※
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員の指導を素直に受け取れない
- 他の子どもに対して威嚇する表情をする
- 発言の中に差別意識が見られる ※
- 教師が近づくと、集団が分散する ※

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	入学前の中学校との情報交換	
		学級づくり 地域行事参加	個別面談
5月	保護者向け啓発	職員研修会	
		地域行事参加	授業公開
6月	事 案 発 生 時	ネット犯罪防止講演	いじめアンケート①
		地域行事参加	
7月	い じ め 対 策 委 員 会	地域清掃	三者面談
		人権学習 地域共催防災避難訓練	
8月	職 員 会 議	地域行事参加	
		カウンセリング研修	
9月	い じ め 対 策 委 員 会		個別面談 授業公開
		地域行事参加	
10月	職 員 会 議	地域行事参加	
11月	い じ め 対 策 委 員 会	授業公開 人権学習	いじめアンケート②
12月	職 員 会 議	地域清掃	三者面談
			個別面談 いじめアンケート③
1月	い じ め 対 策 委 員 会		
2月	職 員 会 議		
3月	いじめ対応チーム 本年度のまとめ	地域行事参加 地域清掃	

職員会議等

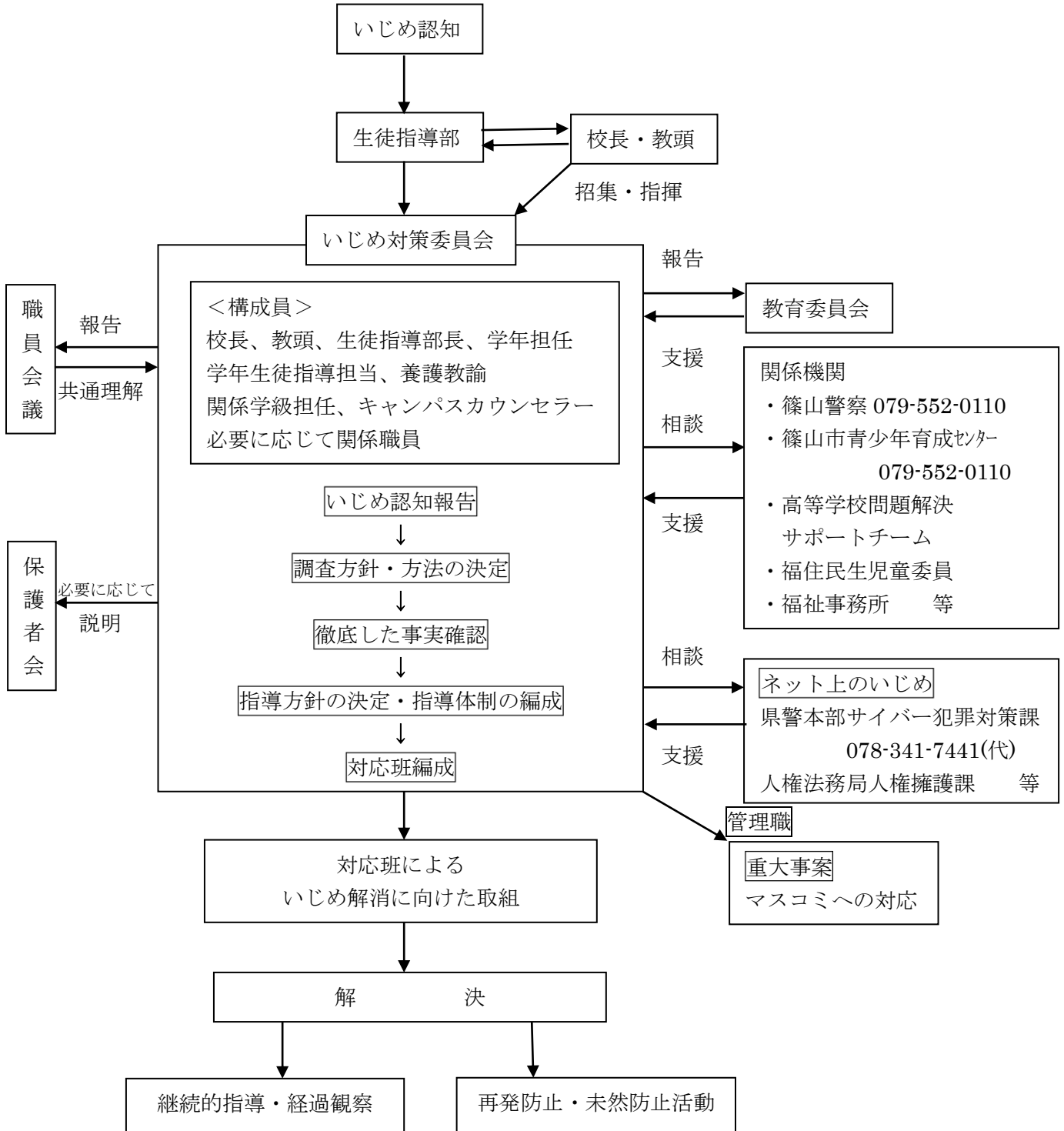
- いじめ対応チームは、キャンパスカウンセラーを交え1ヶ月に一度生徒の情報交換、要配慮生徒の観察などについて会議をする。

未然防止に向けた取り組み

- 入学前に中学校との情報交換をする。
- いじめを許さない学校づくりを進める。
- 年間を通じて、登校時のあいさつ運動を実施する。
- 定期的に篠山口駅着の JR 列車乗車指導を実施する。
- 定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- 農業クラブリーダー研修、東日本大震災ボランティアに参加する。
- 地元自治会をはじめ、まちづくり協議会と連携し、伝統家屋等の継承活動に取り組む。
- 本校の農場での作物を栽培し、牛や犬の飼育を行い、生徒たちの感性を磨くとともに心の安定を得る。
- 地域行事は、里山まつり、デカンショまつり、納涼夏まつり、「福の里農業小学校」などボランティアで参加し、社会性の育成を図っている。

早期発見に向けた取り組み

- いじめアンケートは年3回実施。
- 個別面談だけではなく、小規模校の利点を生かし、生徒の日常の微妙な変化に対応する。



- 被害者やいじめを知らせてくれた生徒等に十分配慮し、事実確認をする。
- ・ いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺生徒からも状況を聞き取る。
- ・ 必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。
- 双方の保護者に説明をする。
- 双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。